官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔国会事項〕 一
〔人事異動〕
内閣　金融庁　最高裁判所 二
〔皇室事項〕 二
〔官庁報告〕
官庁事項
北海道開発局公示（北海道開発局）
国家試験
令和七年度マンション管理士試験実施公告（国土交通省） 五
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配三七） 六
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同三八） 六
〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、登録包括信用購入あっせん業者の営業の廃止、登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止、建設業の許可の取消処分関係 八
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生、所有者不明関係 八
会社その他 八
〔その他告示〕
○保安林の指定をする件（農林水産八七〇～八七七） 八
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同八七八） 八
○生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同八七九） 八
○肥料の登録が失効した件（同八八〇） 八
○令和三年農林水産省告示第二百十三号（家畜伝染病予防法第四十六条の五から第四十六条の二十一までの規定を適用することが適当でないと農林水産大臣が認める病原体を公示する件）の一部を改正する件（同八八一） 八
○中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件（経済産業八七） 八
○特定社会基盤事業者の住所の変更を公示する件（国土交通四三八） 八
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（同四三九） 八
○道路に関する件（四国地方整備局三七） 八
○都市計画に関する件（九州地方整備局八四） 八

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　金融庁　最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

北海道開発局公示（北海道開発局）

国家試験

令和七年度マンション管理士試験実施公告（国土交通省）

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配三七）

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同三八）

〔公　告〕

諸事項

官庁

金融商品取引業者営業保証金取戻し、登録包括信用購入あっせん業者の営業の廃止、登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止、建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生、所有者不明関係

会社その他

その他告示

○農林水産省告示第八百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福井県福井市宮郷町二三字野田三味一、国見元町二四字杤木山四の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福井県丹生郡越前町上糸生九四字谷田坂二〇の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　静岡県伊豆市田沢字宮ヶ畑八三、八五、字宮ヶ畑山七二六、七二七の一、七二七の二、七三五、七四三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮ヶ畑八三・八五・字宮ヶ畑山七二六・七二七の二・七三五・七四三（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び伊豆市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　静岡県伊東市池字中背七七七の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。